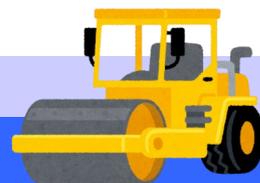


経営事項審査 審査基準改正

令和5年1月施行 その他社会性 (W)

経営事項審査の審査基準が改正されました。今回は2段階で施行されます。

令和5年1月施行 改正に伴い「その他社会性(別紙3)」の様式も変更になります。



W1-9 新設 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

審査基準日における、ワーク・ライフ・バランスに関する取得状況が評価されます。重複して認定を受けている場合、点数の高いものが加点対象になります。

W7 一部変更 建設機械の保有状況

加点の対象となる機種が増えます。
ロードローラ・振動ローラ等/高所作業車
ブレーカ・解体用掴み機等

認定の区分		W	P
女性活躍推進法	プラチナえるぼし	5	7
	えるぼし(3段階目)	4	6
	えるぼし(2段階目)	3	4
	えるぼし(1段階目)	2	3
次世代法	プラチナくるみん	5	7
	くるみん	3	4
	トライくるみん	3	4
若者雇用促進法	ユースエール	4	6

W8 一部変更 ISO等の登録状況

新たに「エコアクション21」の認証の取得状況が評価対象に追加されました。
ISO14001(5点)が該当する場合、エコアクション21(3点)は加点されません。

ISO登録の状況	W	P
ISO9001	5	7
ISO14001	5	7
エコアクション21	3	4

令和5年8月14日以降の審査基準日から適用 改正に伴い「様式第6号」が新設されます。

W1-10 新設 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (CCUSの導入状況)

全ての建設工事または公共工事において、審査基準日におけるCCUS(建設キャリアアップシステム)上で、現場登録及びカードリーダーの設置等を実施している場合、加点されます。

CCUSの導入状況	W	P
全ての建設工事で有	15	20
全ての公共工事で有	10	13

その他社会性 (W) 算出方法の変更

評点W = (W1+W2+W3+W4+W5+W6+W7+W8+W9+W10) × (1,900/200) 最高点2,061点 (P:309点)

↓
評点W = (W1+W2+W3+W4+W5+W6+W7+W8) × (1,750/200) 最高点2,073点 (P:311点)

※令和5年8月14日以降の審査基準日から変更になります。

令和5年8月15日施行

技術力 (Z) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数 (Z1)

「一級監理受講者」について、該当基準が変更になります。
【改正前】 当期事業年度開始日直前5年以内に受講した者を評価

↓
【改正後】 講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものを評価

